

平成30年 3月23日(金) 裁決の概要

(別紙)

【石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく裁決】

	処分庁	審査請求人	審査請求年月日	指定疾病の区分及び審査請求の趣旨	裁決の概要	参 考		
						審査請求の概要	処分庁への申請年月日	原処分年月日
1	独立行政法人環境再生保全機構	神奈川県相模原市の男性	平26.12.16	中皮腫 認定	<b>棄却</b> 放射線画像診断では、原発性の胸膜腫瘍である中皮腫を否定できない。しかし、病理学的には、H E染色による形態的特徴及び免疫染色の結果からは中皮腫を示唆する所見は確認できず、中皮腫は否定的である。以上から、中皮腫であるとは認められない。よって、原処分を相当とする。	審査請求人は申請中死亡者の息子。 請求人は、石綿を吸入することにより中皮腫に罹患したとして申請。	平26.7.14	平26.12.2
2	独立行政法人環境再生保全機構	愛知県名古屋市の女性	平27.1.16	中皮腫 認定	<b>棄却</b> 放射線画像所見では、中皮腫を否定できず、病理診断においてHE染色で悪性所見は認められたものの、免疫染色の結果calretinin、D2-40は陰性、WT1は判定不能であり、中皮腫を示唆する所見を確認できない。よって、原処分は相当である。	審査請求人は申請中死亡者の妻。 請求人は、申請中死亡者が、石綿を吸入することにより中皮腫に罹患したとして申請。	平26.8.19	平27.1.6
3	独立行政法人環境再生保全機構	愛知県碧南市の女性	平27.8.24	中皮腫 認定	<b>取消し</b> 病理所見ではHE染色及び免疫染色結果から中皮腫が示唆され、放射線画像所見では、転移形式は非定型的であるが中皮腫を否定できない。以上より申請中死亡者は中皮腫に罹患していたと判断して、原処分を取り消す。	審査請求人は申請中死亡者の妻。 審査請求人は、申請中死亡者が石綿を吸入することにより中皮腫に罹患したとして申請。	平27.2.5	平27.7.1
4	独立行政法人環境再生保全機構	広島県広島市の女性	平28.3.8	肺がん 特別遺族弔慰金・特別葬祭料	<b>棄却</b> 施行前死亡者の事案である。死亡診断書等の医学的資料(放射線画像を除く。)からは、原発性肺がんを認めることはできなかった。そこで、放射線画像を読影したが、胸部画像の所見の経過から、肺野の腫瘤(肺がん)は原発性肺がんではなく転移性肺がんと思われ、また、肺野には肺線維化所見は認められるが胸膜プラークは認められなかった。以上から、石綿起因性の肺がんとは認められないと判断した。よって、原処分を相当とする。	審査請求人は施行前死亡者の娘。 請求人は、施行前死亡者が石綿を吸入することにより肺がんを罹患して死亡したとして申請。	平27.1.20	平28.2.29
5	独立行政法人環境再生保全機構	大阪府堺市の女性(審査請求人承継人)	平28.11.28	肺がん 認定	<b>棄却</b> 放射線画像所見からは、原発性肺がんであることは認められたが、肺の線維化所見や胸膜プラークはなく、肺がんの発症リスクを2倍以上に高める量の石綿ばく露があったとみなされる医学的所見は認められなかった。よって、石綿起因性の肺がんではないとした原処分は相当である。	審査請求人は本人。 請求人は、石綿を吸入することにより肺がんを罹患したとして申請。	平27.12.8	平28.9.1